

**高精度測位システム実証実験業務委託
実施要領**

1. 業務概要

- (1) 業務名 高精度測位システム実証実験業務委託
- (2) 発注者 特別区競馬組合
- (3) 業務内容 別紙「高精度測位システム実証実験業務委託 仕様書」を参照
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで
- (5) 提案上限額 15,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本プロポーザルへの参加表明までに、いずれの自治体等においても指名停止を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 東京都暴力団排除条例第2条第5項の規定に該当しないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 特別区競馬組合の定める入札参加資格を有すること。

3. 提案書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 見積書(任意様式 A4版) 20部
 - ② 企画提案書(任意様式 A4版)20部
- (2) 作成様式
 - ① 提案書は次の様式に従うこと。
 - ② 用紙の大きさはA4判とすること。
 - ③ 日本語で記載すること。
 - ④ 複数頁となる場合は頁番号を付記すること。

⑤特別区競馬組合が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有することなく、理解が可能な資料を作成すること。なお、必要に応じて、用語の定義などを付記すること。

(3) 提出期限

令和4年9月28日(水)

(4) 提出方法

提案資料は、令和4年9月28日午後5時までに持参又は郵送(必着)により、紙媒体で20部提出すること。なお、郵送により書類を提出する場合は、封筒に「提案書類在中」と朱書きし、書留郵便により提出期限までに必着すること。

4. 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

次により企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ただし、見積額が提案上限額を超える場合は対象としない。

(1) 日時及び場所

令和4年9月29日(木)に実施する。開始時間等は、参加申請書等を提出した者に後日通知する。

(2) 説明者

本業務の主たる担当者とし、3名以内とする。

(3) 持ち時間等

40分程度(プレゼンテーション:30分以内、質疑応答:10分程度)

(4) 使用機器

モニターは特別区競馬組合が準備する。その他の機器(パソコン、HDMIケーブル等)については、提案者が準備すること。

5. 企画提案の選定

審査者が下記の評価基準に基づき点数方式により選定を行い、最も高い得点の者及び次点の者を受託者として選定する。

(1) 企画提案書等の審査方法

企画提案書等に関する評価は、次の各項目について総合的な判断により行う。

項番	提案項目	提案内容
1	基本コンセプト	・実証実験にあたっての基本的な考え方及び提案の概要
2	システム内容	・システム構成 ・機器の設置位置 ・高精度測位システムの仕様、および性能(機器名、外観、寸法や重量、誤差、遅延等) ・品質確保や測位精度向上の方法

3	実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制及びスケジュール (業務の一部再委託など、他の事業者との連携がある場合は、再委託する事業者名や業務内容、指示系統等を明確にすること)
4	追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、本業務を実施するにあたって、有益と考えられる提案について自由に記載すること。
5	費用	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験に要する価格 ・本格導入に要する価格 (参考) ・本格導入後のランニングコスト (参考)

(2) 企画提案書等の評価

選定委員の採点にて合計の最高得点を得たものを最優秀者として契約候補者に選定する。最高得点が同点の場合は、特別区競馬組合で協議し、その順位を決定する。

(3) 選定結果の通知及び公表

審査結果については、各提案者に通知する。

なお、本選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

6. 契約の締結

評価点数が最上位の者及び次点のものを、本業務に係る随意契約の見積書提出の相手方として選定するとともに、事業の詳細内容の協議を行うものとする。ただし、契約交渉が不調のときは、評価点数が上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合(提出者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りでない。)
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 複数の提案を行った場合
- (5) その他本要領の定めに反した場合

8. その他

- (1) 企画提案書等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 参加表明後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出するものとする。

- (5) 提案者が7の(2)から(5)までのいずれかに該当することが契約締結後に発覚した場合は、当該契約を取り消すことができるものとする。
- (6) 提案者が1者のみであっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- (7) 実証実験の結果によっては本格導入に至らない場合がある。この際、特別区競馬組合は一切の責任を負わない。
- (8) 追加提案については、提案内容と経費の見合いで判断するため、採用しないことがある。
- (9) 上記の説明を受けた後の本提案依頼書に関する質問は、令和4年9月26日午後5時までに文書、または電子メールにて行うこと。
なお、質問事項及び回答は質問者を秘匿した上で、すべての候補者に公開する。